

令和7年度（第1回）坂出市国民健康保険運営協議会 議事録

開催日時 令和7年9月25日（木） 15時00分～15時50分

開催場所 坂出市役所 本庁舎 3階 中会議室2

<出席委員>

- ・被保険者を代表する委員

阿河良明 高橋昌子 藤本和弘 古家ひろみ 山崎明美

- ・医師・薬剤師を代表する委員

北条聡子 藤澤重樹 八木宏暢 赤垣京子

- ・公益を代表する委員

三谷朋幹 吉田英子 藤川亘 大石康夫 秋山寛子

- ・被用者保険を代表する委員

角光由

<欠席委員>

- ・医師・薬剤師を代表する委員

淡河洋一

- ・被用者保険を代表する委員

加藤敬

<事務局>

- ・健康福祉部 森黒部長

けんこう課 大野課長 十河課長補佐 寺嶋係長 山下主事

- ・市民生活部

税務課 詫間課長 樋本課長補佐 福崎課長補佐 西尾係長

市民課 玉井課長 小川係長

開 会

大野課長 本日はお忙しいなか、またお足元の悪いなか、ご参加いただきましてありがとうございます。ただいまより、令和7年度第1回坂出市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。しばらく進行させていただきます、けんこう課の大野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。これからは着座にて失礼いたします。

坂出市国民健康保険運営協議会の委員の皆様は、本年4月1日に委嘱させていただきましたので、今回が初めての会合となります。初めてのかたもいらっしゃると思いますので、事務局より委員の皆様をご紹介します。資料表紙の次のページに委員名簿を掲載していますのでご覧ください。まず、被保険者を代表する委員として、阿河委員でございます。高橋委員でございます。藤本委員でございます。古家委員でございます。山崎委員でございます。次に医師・薬剤師を代表する委員として、淡河委員でございます。北条委員でございます。藤澤委員でございます。八木委員でございます。赤垣委員でございます。なお、淡河委員は本日、所用により欠席されてございます。次に公益を代表する委員として、三谷委員でございます。吉田委員でございます。藤川委員でございます。大石委員でございます。秋山委員でございます。次に被用者保険を代表する委員として、加藤委員でございます。角委員でございます。なお、加藤委員は本日、所用により欠席されてございます。

以上、17名の皆様に令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間、委員を委嘱させていただきました。よろしくお願いいたします。

次に、有福市長から開会にあたり挨拶をお願いいたします。

有福市長 委員の皆様、本日はご多忙のなか国民健康保険運営協議会にご出席いただき誠にありがとうございます。また、日頃より本市の国民健康保険事業の運営にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

今年は3年に一度の委員の皆様の改選がありました。新しく委員になられたかた、引き続き委員を務めていただくかた、この度は委員の職をお引き受けいただき誠にありがとうございます。皆様の知識やご経験、そして幅広いご意見は今後の国民健康保険事業をより良いものとしていくうえで不可欠でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、現在の国民健康保険を取り巻く環境は、近年の物価高騰や医療費の増大などの影響もあり非常に厳しい状況です。また、被用者保険に比べて、被保険者の年齢構成が高く1人当たり医療費も高いため、所得水準が低いにも関わらず保険料負担が重いという構造的な課題も抱えています。これらは本市においても例外ではありません。これらの課題に対応するため、現在、香川県では市町間の格差を解消し、国保財政の安定化を図るために、保険料水準の統一、すなわち同じ所得水準・同じ世帯構成であれば、県内のどこに住んでいても同じ保険料となることをめざし協議が重ねられております。

市民の皆様の健康を守り、安心して医療を受けられる体制を維持することが我々の責

務でありますので、委員の皆様から忌憚のないご意見をいただき、より良い制度運営につなげてまいりたいと考えております。本日の議論が、坂出市の国民健康保険事業の発展につながる有意義なものとなることを期待しております。どうぞよろしくお願いいたします。

大野課長 ありがとうございます。申し訳ございませんが、市長は公務の都合により、ここで退席させていただきます。

【有福市長 退席】

大野課長 事務局にも異動がありましたので、改めまして職員を紹介いたします。健康福祉部長の森黒です。国保の資格を担当しております市民課から、課長の玉井です。国保税の賦課・徴収を担当しております税務課から、課長の詫間です。国保の主管課、けんこう課から私、課長の大野です。以上、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に移りたいと思います。本日の運営協議会は、委員 17 名中 15 名の出席となっておりますので、運営協議会規則第 6 条に基づき、本協議会は成立していることをご報告申し上げます。

また、委員の皆様は、本年 4 月より新しい任期として委嘱しており、現在会長、副会長が不在の状態となっております。会長・副会長が決まるまでの間、事務局で議事の進行を務めさせていただきます。

議 題

大野課長 まず、議題 1「役員改選」についてお諮りしたいと思います。資料 1 ページ、坂出市国民健康保険運営協議会規則第 3 条第 1 項より「協議会に会長 1 人を置き公益代表の委員のうちから全委員がこれを選挙する」、同第 2 項「会長は会務を総理し、協議会を代表するとともに会議の議長となる」と規定されています。さらに、同規則第 4 条第 1 項より「協議会に副会長を置き、公益代表の委員のうちから全委員が選挙する」、同第 2 項「副会長は会長に事故があるとき、その職務を代行する」と規定されています。つきましては、会長および副会長の選挙が必要となります。とくにご意見がなければ、事務局が案を提示し皆様に選挙いただくことでご異議ありませんでしょうか。

【異議なし】

大野課長 異議がないようですので、事務局案を提示いたします。事務局としては、商工会議所会頭という要職にあり、会の取り仕切りに長けている三谷委員に引き続き会長を、また藤川委員に引き続き副会長をお願いしたいと考えますが、いかがでしょうか。

【異議なし】

大野課長 異議がないようですので、選挙を行います。三谷委員に会長をお願いすることに同意いただけるかたは、挙手をお願いいたします。

【全委員 挙手】

大野課長 ありがとうございます。皆様の同意がありましたので、三谷委員に会長をお願いすることが決定しました。

次に、藤川委員に副会長をお願いすることに同意いただけるかたは、挙手をお願いいたします。

【全委員 挙手】

大野課長 ありがとうございます。皆様の同意がありましたので、藤川委員に副会長をお願いすることが決定しました。

では、三谷会長、藤川副会長は、会長席、副会長席へご移動をお願いいたします。

【三谷会長・藤川副会長 移動】

大野課長 それでは、三谷会長から、一言ご挨拶をお願いいたします。

三谷会長 ただ今、皆様からご推挙いただきまして会長という大役をお引き受けすることとなりました。どうぞよろしくお願いいたします。

国民健康保険制度は、誰もが安心して医療を受けることができる国民皆保険制度の礎であり、市民の皆様の健康を守るという重要な役目を担っております。

しかしながら、先ほどの市長のご挨拶にもありましたように、現在の国民健康保険制度を取り巻く状況は非常に厳しいものです。さらに、少子高齢化や医療の高度化に伴う医療費の増加、マイナンバーカードによるオンライン資格確認の導入をはじめとした、医療情報のデジタル活用が進められており、これらの変化にも柔軟に対応していく必要があります。そのようななかで、この運営協議会の会長の職を任され、その責任の重さを痛感しております。

私だけではなく、藤川副会長とともに、委員の皆様方にもご協力をいただきながら任務を全うしていきたいと思っておりますので、委員の皆様におかれましては、今後の国保事業の運営について、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

大野会長 ありがとうございます。それでは、議事の進行につきましては、運営協議会規則第

3条2項により、会議の議長は、会長が行うことになっておりますので、三谷会長、よろしく願いいたします。

三谷会長 それでは規則に基づきまして、議長を務めさせていただきます。議事に入る前に、本日の会議録署名委員については、阿河委員と大石委員にお願いしたいと思います。後日、議事録が事務局より送られてきますので、内容を確認いただき、問題なければ署名、捺印しご返送ください。よろしくお願ひいたします。

それでは議事に移ります。報告事項1「令和6年度国民健康保険特別会計決算の概要」について、事務局より説明をお願いします。

報告事項

寺嶋係長 報告事項 1 令和 6 年度坂出市国民健康保険特別会計決算について説明します。2 ページをお開きください。この資料には、左側の表に歳入、右側の表に歳出を記載しています。それぞれの表には、左から令和 5 年度決算、次の青色の列に令和 6 年度決算、その右の列に令和 5 年度と令和 6 年度の決算の比較、次の列に令和 6 年度当初予算、次の赤色の列に令和 7 年度当初予算、最後に令和 6 年度と令和 7 年度の当初予算の比較を記載しております。

まずは、歳出科目から説明してまいります。2 ページの右側の表の青色の列およびその右の列の前年度決算との比較をご確認ください。

まず、総務費は前年度比 739 万 4 千円増の 8,500 万 1 千円となりました。これは香川県人事院勧告等に伴う給与改定および職員手当の制度改正により、国保特会に属する 6 名の職員および 1 名の会計年度任用職員の人件費が増加したためです。なお、国保事務の執行に要する経費は一般会計から繰り出すことと定められておりますので、総務費に計上された費用については、被保険者に納めていただく国保税は用いておりません。

次に、保険給付費として手数料を含めて、前年度比 1 億 6,681 万 6 千円減の 40 億 5,672 万 5 千円を支出しました。ここ数年、被保険者数が大幅に減少し、保険給付費の総額も減少しております。また、令和 6 年度に退職者医療制度が廃止されたため、退職分の金額の記載はしていません。

次に、保健事業費は、前年度比 627 万 4 千円減の 3,889 万円を支出しました。令和 6 年度から令和 11 年度を計画年度とする第 3 期データヘルス計画を策定する際に、費用対効果が低いと思われる事業を廃止するなど、事業の整理をおこなったため、減少しております。

続きまして、国保事業費納付金についてご説明します。国保事業費納付金とは、香川県の国保特会において負担する保険給付費等交付金の交付に要する費用を市町が納めるものです。この納付金につきましても、被保険者の減少に伴い、前年度比 7,185 万 8 千円減の 11 億 7,124 万 2 千円となりました。

次に、基金積立金についてご説明します。令和5年度からの繰越金のうち令和6年度

に精算を行う予定であった額を差し引いた約 1 億 5,818 万 1 千円を基金に積立てました。

次に、公債費についてです。公債費とは、年度中の一時的な資金不足に備えて事前に一定の額を借り入れて運用しておりますが、その利息の支払いに要する費用です。金利の上昇に伴い支払う利息の金額も増加しております。

その他の支出の主なものは、与島診療所への繰出金が 435 万 9 千円、過誤納となっていた保険税の返還金が 329 万 5 千円、前年度に交付された交付金の精算に係る費用が 69 万 3 千円となっております。

続きまして、歳入科目についてご説明いたします。左側の表の、同じく青色の令和 6 年度決算の列とその右の列の令和 5 年度決算との比較をご確認ください。

まず保険税につきまして、一般分、退職分を合わせて 8 億 6,311 万 7 千円となっております。前年度より 3,326 万 1 千円の減少となりましたが、これは被保険者の減少によるものです。

次の国庫支出金については、令和 6 年度は国庫支出金の交付は受けておりません。

次に県支出金 41 億 2,181 万 9 千円について説明します。まず、普通交付金は前年度と比較して 1 億 5,123 万 6 千円減少しました。普通交付金とは、歳出科目にあります保険給付費分のうち一般会計が負担すべき出産育児一時金の一部や第三者行為等による返納分を除く全額が交付されるものです。そのため、先ほど述べましたように、被保険者数が減少したことにより保険給付費の総額が減少したため、それに伴い交付金額も減少しました。なお、特別交付金は、国保事業費納付金の算定方法が変更されたことに伴い、令和 5 年度までは市の歳入であったものの一部が県の歳入となったこと等が要因で、交付額が減少しております。

その下にあります、一般会計繰入金につきましては、令和 6 年度におきましても、赤字繰入は発生しておりません。一般会計繰入金の総額は、前年度比 1,229 万 9 千円減となっておりますが、これは保険税減額分等として国・県・市が負担する基盤安定繰入金が被保険者の減少に伴い減少したことが大きな理由となっています。

次に、繰越金として、令和 5 年度に黒字となった 1 億 6,604 万 8 千円を令和 6 年度に繰り越しし、基金積立金に充当いたしました。

その他の収入の内訳は、国保税の延滞金が 715 万 5 千円、督促手数料が 47 万 7 千円、医療費の第三者求償や過誤調整によるものが 649 万 5 千円などとなっております。

以上のことから、令和 6 年度の歳入合計 56 億 5,414 万 1 千円に対し、歳出 55 億 1,852 万 1 千円となり、収支差引額 1 億 3,562 万円の黒字となり、前年度からの繰越金等を差引いた単年度収支におきましても 1 億 2,788 万 8 千円の黒字となりました。

関連しまして、4 ページから 6 ページに坂出市国保の現状を示した資料となりますので、簡単にご説明させていただきます。まず、4 ページ上段は国保特会における収支および基金の保有状況の資料となります。令和 2 年度に税率改定を行ったことにより、それ以降の単年度収支は黒字となっております。また、年度間の財政調整を図ることを可能とし、国保財政を安定的に運営していくために基金を創設した令和 3 年度以来、毎年

基金の積み立てを行っており、令和6年度決算時点での保有額は5億3,157万7千円となっております。4ページ下段は、後期高齢者医療制度が施行され、現在の医療保険体制が確立された平成20年度以降の国保の被保険者の推移を表しています。棒グラフをご覧くださいと、被保険者数は減少の一途をたどっております。特にここ数年は、団塊の世代に当たる昭和22年から24年生まれの被保険者が後期高齢者となったことや定年延長など高齢者雇用が促進されたため、減少幅が大きくなっています。また、これに伴い、被保険者に占める65歳以上の前期高齢者の割合も低下しております。

次に5ページには国保税に関する資料を載せております。上段は調定額の推移です。先ほどご説明したとおり、被保険者数が減少しているため、国保税の調定額の総額も減少しています。それに対し、令和5年度および令和6年度には、1人当たり調定額が大きく伸びておりますが、令和2年度以降、税率改定を行っておりませんので、人件費の上昇等に伴って、所得額が増加し国保税の賦課額も増加したものと考えております。下段の収納率の推移をご覧ください。令和6年度の現年度分収納率は前年度より0.06%低下しておりますが、国民健康保険が県単位化された平成30年度から現在まで、滞納繰越分を含めた全体の収納率は継続して上昇しております。令和5年度からは、オンライン資格確認の仕組みを用いて、社会保険に加入していながら、国保の資格喪失手続きを行っていないかたに対して、職権での資格喪失処理を始めました。また、令和6年度からはQRコードを利用したスマホ決済での支払いを可能とし、来年1月からはご自宅に居ながらインターネットで引き落とし口座の登録が可能となります。これからも、資格適用の適正化や納付方法の拡充や利便性の向上に取り組むことで、収納率が向上するよう努めてまいります。

次に、6ページ上段の一人当たり医療費の推移をご覧ください。多少、年代ごとの差異はありますが、全体として令和2年度から令和4年度はコロナ禍の受診控えの影響で、医療費が減少しています。その反動や医療の高度化等の影響で、令和5年度からは医療費が増加していることが分かります。下段には、本市の特定健診の受診率および特定保健指導の実施率を掲載しております。本市のデータヘルス計画で定める保健事業のうち、特定健診の受診率向上は最優先で取り組む事業と定めており、令和6年度は主に実施体制の拡充に努めました。主なものとしましては、特定健診の自己負担額を年齢や住民税の課税・非課税に関係なく一律500円に引き下げるとともに、市役所での集団健診を実施しました。特定保健指導についても、令和5年度までは医療機関のみで実施しておりましたが、令和6年度からは市役所でのグループ支援を実施し、とても好評をいただきました。しかし、グラフからも分かるとおり、特定健診も特定保健指導も、依然として香川県の平均に達していないため、未受診者への勧奨事業や受診者へQUOカードを配布する等のインセンティブ事業の拡充を図ってまいります。

以上、令和6年度国民健康保険特別会計決算に加えて、坂出市国保の現状についての説明を終わります。

ありましたが、このことについて何かご質問はございませんか。

【意見なし】

三谷会長 続きまして、報告事項2「令和7年度国民健康保険特別会計予算の概要」について、事務局より説明をお願いします。

寺嶋係長 報告事項2 令和7年度坂出市国民健康保険特別会計予算について説明します。資料は引き続き2ページをご覧ください。先ほどと同じく、歳出科目から説明してまいります。右側の歳出の表の赤色の列およびその右にある令和6年度当初予算との比較をご確認ください。

総務費は、前年度比704万1千円増の9,334万4千円を計上しました。これは、国保特会から支出する職員の人件費が増加するためです。

保険給付費は、1人当たり医療費は増加傾向にあるものの、それ以上に被保険者数の減少を見込んでいることから、2億1,198万2千円減の43億9,133万3千円を計上しております。

保健事業費は、前年度比233万7千円増の5,571万4千円を計上しております。本市は、他市町と比較して医療費が非常に高い高医療費市町として香川県より指定されたことを受け、新規事業として骨折予防に取り組む費用が増加しております。また、特定健診に係る被保険者の負担を軽減するとともに、10月の駆け込み受診を解消することを目的に、特定健診を8月末までに受けたかた全員を対象に、自己負担額と同額のQUOカードを配布し、実質無料で健診を実施する費用も追加されております。

続いて、国保事業費納付金は、424万3千円増の11億7,548万7千円を計上しております。本市から香川県へ納めるものですが、保険料水準の統一をめざし、令和6年度から納付金ベースでの統一が始まっております。医療費水準の高い本市にとっては、年々、納付金の総額が少なくなる見込みでしたが、国による公費の支給基準が見直されたこと等により、一人当たり納付金および納付金総額が増加することとなりました。

次に、基金についてです。予算上は303万6千円を見込んでおりますが、実際には、令和6年度からの繰越金のうち精算に必要な経費を除く約1億2,900万円を積み立てる予定です。

公債費およびその他の支出につきましては、前年度並みを見込んでおります。

次に、左側の歳入科目を説明します。

国保税につきましては、221万円減の7億9,478万7千円を計上しております。先ほど説明した青色の列の令和6年度決算額8億6,311万7千円と比較すると6,833万円の減となっておりますが、これは歳入不足とならないように、予算上の収納率として過去3年間で最低の数値を採用しているためです。

県支出金は、2億481万円減となる44億1,498万9千円を計上しております。これは、歳出である保険給付費の減少に伴い普通交付金も減少するためです。

続いて、一般会計繰入金は、1,039万3千円減となる4億8,812万2千円を計上いたしました。前年度予算と比較して基盤安定繰入金の減額が見込まれております。また、今年度におきましても、赤字繰入の必要はないと見込んでおります。今後も赤字を発生させないよう、引き続き収納対策や医療費適正化、交付金の増額確保等に努めてまいります。

繰越金につきましては、毎年度、予算計上は行っておりませんが。令和6年度の繰越金は、1億3,000万円弱となっております。

そして、その他の収入として国保税の延滞金が700万円、督促手数料が50万円、医療費の第三者求償や過誤調整によるものが2,600万円等を見込んでおります。

以上、令和7年度予算総額は、歳入歳出ともに前年度比2億1,410万3千円減の57億3,251万6千円を計上しております。

これで、令和7年度予算に関する事務局からの説明を終わります。

三谷会長

ただいま、「令和7年度国民健康保険特別会計予算の概要」について事務局より説明がありましたが、このことについて何かご質問はございませんか。

【意見なし】

三谷会長

次に、報告事項3「マイナンバーカードと健康保険証の一体化」について事務局より説明をお願いします。

寺嶋係長

その他の事項としまして、本市におけるマイナンバーカードと健康保険証の一体化についてご報告します。資料7ページをお開きください。

医療のデジタル化による効率化や利便性の向上、医療保険制度の安定的な運営、医療費の適正化、そしてマイナンバーカードの普及促進等を目的に、令和6年12月2日に現行の保険証が廃止され、マイナ保険証、つまりマイナンバーカードの保険証利用を基本とする仕組みに移行しました。しかし、マイナンバーカードを待たないかた等への配慮から、マイナ保険証をお持ちでないかたには、保険証と同様の内容が記載された「資格確認書」を送付するという国の方針に基づき、本市におきましても保険証の有効期限の満了に伴い、令和7年7月末にすべての被保険者に対して、資格確認書または資格情報のお知らせのいずれかを交付しました。

(1)にあるとおり、令和7年7月時点での坂出市国保に加入されているかたの、マイナンバーの保険証利用登録率は73.32%となっています。昨年度第1回の運営協議会でご報告した利用登録率は68.4%でしたので、1年間で約5%程度増加しております。

次に(2)、外来におけるマイナ保険証の利用率は、令和7年6月時点で40.82%であり、香川県国保の平均および全国平均を上回って推移しております。

(3)をご覧ください。今年度は保険証廃止後の初めての年次更新でしたが、資格確認書および資格情報のお知らせの発行枚数およびその比率は資料のとおりとなっております。

ります。

次に、(4)には4月から8月末までの申請による資格確認書の交付人数およびマイナ保険証の登録解除人数を記載しております。マイナ保険証を保有しているかたのうち、医療機関等での利用が困難であるというかたには、申請していただいたうえで資格確認書を交付しており、今年度5か月間で137人となっております。また、一度はマイナ保険証の利用登録をしたかたで、どうしてもマイナ保険証の利用登録を解除してほしいというかたが4名いらっしゃいました。

現在、本市では、国保加入などで窓口に来られたかたのうち、まだマイナ保険証をお持ちでないかたやマイナ保険証で医療機関を受診することに不安を抱えていらっしゃるかたには、マイナ保険証のメリットや顔認証付きカードリーダーの利用方法についても説明を行っております。市民の方々が適切な医療が受けられるよう、引き続き制度の周知や支援に努めてまいります。以上で事務局からの説明を終わります。

三谷会長 ただいま説明のありました事項につきまして、何か質問等はございませんか。

【意見なし】

三谷会長 マイナンバーカードの保険証利用登録をするときに、5年ほど前にはポイント事業がありました。電子証明書の有効期限は5年で切れると思いますが、そのあたりについて教えていただければと思います。

寺嶋係長 はい、お答えします。マイナンバーカードには、電子証明書の有効期限が作成から5年、カード自体の有効期限が作成から10年と設定されています。そして、作成から5年経ったときに電子証明書の更新を行わないとマイナ保険証として利用できないこととなっております。現在、5年の更新を迎えるかたには国の方から更新の手続きをするように通知が届いています。その更新をしないかたについては、有効期限を過ぎてから3か月後にマイナ保険証として利用できなくなります。坂出市でも数名いらっしゃいますので、そういったかたには電子証明書の有効期限が切れてから3か月後に資格確認書という保険証の代わりになるものを発行しております。

三谷会長 ありがとうございます。更新の期限は、本人の誕生日前後だと思いますが、いつごろ手続きをすることができますか。

玉井課長 カードの発行から5回目の誕生月の3か月前頃に J-LIS という国の機関から水色の封筒で電子証明書の更新のご案内が届きます。そのため、お誕生日までにお手続きいただければ更新できます。また、お誕生日を過ぎても手続きはできます。

三谷会長 ありがとうございます。ほかに何かご意見はございますでしょうか。

【意見なし】

三谷会長 ご意見がないようですので次の報告事項に移らせていただきます。報告事項4「令和7年度骨折予防事業（新規事業）」について事務局より説明をお願いします。

寺嶋係長 その他の事項としまして、今年度より新たに実施する骨折予防事業について説明します。資料8ページをお開きください。

本市は、他市町と比較して医療費に要する費用が著しく多額になっているとして、令和6年度から令和8年度の3年間、高医療費市町の指定を受けています。初年度である令和6年度に香川県が行った医療費分析の結果、骨折にかかる医療費が上位の要因となっていることが分かったことから、今年度より骨折予防事業を新たに実施することとなりました。これにより、適切な検査と治療へ誘導し、健康寿命の延伸と医療費および介護費の適正化を推進してまいります。

では、具体的に骨折予防を目的に実施する2つの事業内容について説明します。それぞれの事業の対象者数等は次の9ページをご確認ください。

1つ目は、レセプト分析によって行う二次性骨折予防事業です。これは、過去5年間に脆弱性骨折を起こしやすい部位の骨折歴があるかたのうち、骨粗しょう症の治療を行っていない未治療者と、骨粗しょう症の治療を途中でやめてしまった治療中断者を対象に、医療機関への受診勧奨と電話による保健指導を実施するものです。また、骨折歴はあるが骨粗しょう症の診断がついていないかたには、市が実施する「まちあい保健室」における骨密度測定を案内し、参加したかたには、保健師や管理栄養士が保健指導を実施します。いずれも勧奨通知は8月下旬に送付しています。

2つ目は、国保に限らず市民のうち、40歳から70歳の5歳刻みの女性を対象に実施している骨粗しょう症検診の結果を用いて行う骨粗しょう症検診結果活用事業です。令和6年度の検診結果が要指導であったかたを対象に、4月中旬に市が実施する「まちあい保健室」の案内を送付しました。

被保険者の皆さまが、健康で自立した生活を送り、生活の質を維持・向上させることができるよう支援するとともに、本市国保の医療費を抑制することで持続可能な国保財政の運営に努めてまいります。以上で事務局からの説明を終わります。

三谷会長 ただいま説明のありました事項につきまして、何か質問等はございませんか

吉田委員 骨折予防事業は何歳までを対象者としているか教えてください。

寺嶋係長 対象者は国民健康保険の被保険者ということになるので、74歳までのかたを対象としております。ただし、まちあい保健室は何歳のかたが参加してくださっても大丈夫なので、もしご興味があったら参加していただいて骨密度の測定を一度していただけたら

と思います。

三谷会長 特にまちあい保健室の方には年齢制限はないということですね。
それでは以上をもちまして、本日予定していた議事は終わりましたが、何かご意見、ご質問等はありませんか。

【意見なし】

三谷会長 それでは、これで本日の議事はすべて終了いたしました。長時間にわたりご検討いただき、ありがとうございました。

閉 会

大野課長 本日は、お忙しい中、運営協議会にご参加いただきありがとうございました。今後も国保事業の運営にあたりまして、委員の皆様方のご意見を十分参考にして活かしていきたいと考えております。次回の開催は来年の2月頃を予定しておりますので、お忙しいと思いますが、ご出席よろしく願いいたします。本日は誠にありがとうございました。